

令和8年度
千葉県雇用対策協定に基づく事業計画

令和8年4月
千葉県・千葉労働局

趣旨・目的

千葉県と千葉労働局は、求職者の就労の促進と県内企業の人材確保を図るため、それぞれの施策を円滑かつ効果的に実施することを目的として、平成28年8月4日に「千葉県雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、「“一人ひとりの働きたい”がかなう千葉づくり」の実現のため、「事業計画」を策定する。

これらの取組を通じ、SDGsの目標8「全ての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な完全雇用及びディーセントワークの推進」にも寄与していく。

□千葉県雇用対策協定に基づく事業計画

前記の目的を達成するため、下記の事業に取り組む。

- 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進
 - (1) 賃金の引上げに向けた生産性向上の支援と同一労働同一賃金の徹底
- 2 リ・スキリング、労働移動の円滑化
 - (1) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等
 - (2) 求職者支援制度の活用促進
 - (3) 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援
 - (4) 人材開発支援助成金による人材育成の推進
 - (5) 成長分野等への労働移動の円滑化
- 3 人材不足対策
- 4 安全で健康に働くことができる環境づくり
 - (1) 長時間労働の抑制に向けた取組の推進
 - (2) 多様で柔軟な働き方に向けた環境整備の促進
 - (3) 職場におけるハラスメント対策
- 5 多様な人材の活躍促進
 - (1) 女性の活躍促進
 - (2) 高年齢者の活躍促進
 - (3) 外国人に対する支援
 - (4) 障害者の活躍促進
 - (5) 中高年世代活躍応援プロジェクトの実施
 - (6) 若者等に対する就職支援
 - (7) 生活困窮者等への就労支援
 - (8) 治療と仕事の両立支援
- 6 一体的実施事業の推進
- 7 その他の連携した取組

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進

(1) 賃金の引上げに向けた生産性向上の支援と同一労働同一賃金の徹底

賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対する助成金による支援等を行うとともに、同一労働同一賃金の遵守を徹底する。

共同で実施する事業

- ① 「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」で採択した『「適切な価格転嫁と生産性向上による持続的な賃上げの実現」ちば共同宣言』及び『「適切な価格転嫁と生産性向上による持続的な賃上げの実現」に向けた令和8年における重点取組方針』に基づき、適切な価格転嫁、生産性向上に向けた取組を促進する。
- ② 雇用形態に関わらない公正な待遇（同一労働同一賃金）の確保に向けて、企業への普及啓発に取り組む。

千葉県が実施する事業

- ① 県内中小企業等において同一労働同一賃金への適切な対応が図られるよう、中小企業向けセミナー等の開催や働き方改革ポータルサイトを活用した情報発信等を行うとともに、アドバイザーの派遣等を通じて県内企業の取組を支援する。
- ② 積極的な賃上げや投資等を行う意欲の高い事業者の成長を促すため、中小企業等が行う、省力化・業務効率化や生産性向上の実現に必要な設備投資について、補助を行う。
- ③ キャリアアップ助成金の活用促進及び労働契約法に基づく無期転換ルール周知啓発を行う。

千葉労働局が実施する事業

- ① 個々の企業が自らのニーズに沿った助成金を利用することができるようにするため、生産性向上により賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者を助成する業務改善助成金などで構成される『「賃上げ」支援助成金パッケージ』の周知、活用促進を図る。
- ② 「「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づき、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行う。あわせて、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行う。
- ③ 労働基準監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、雇用環境・均等室又は

需給調整事業課による効率的な報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高める。あわせて、千葉働き方改革推進支援センターの利用や助成金等の支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守を徹底する。

2 リ・スキリング、労働移動の円滑化

賃上げと人手不足緩和の好循環の実現に向けて、一人一人の生産性や付加価値を向上させることが重要である。グローバル化の進展、DX・生成AIの普及など企業経営が複雑化する中、リ・スキリングを含め、労使協働による職場における学び・学び直しの取組を広め、人材確保に繋げていくことが重要である。その際、企業向け及び個人向け支援策の両方の周知・活用を図る他、関係者と連携しつつ、労使のニーズに応じた取組を進めていく。

(1) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

令和4年度より法定化された千葉県地域職業能力開発促進協議会において、地域の訓練ニーズを把握し、訓練ニーズに適した公的職業訓練（ハロートレーニング）のコース設定を行う。

また、千葉県地域職業訓練実施計画に基づき、効果的な職業訓練を実施し、訓練受講生への積極的な就職支援に取り組むことと併せて、職業訓練等の周知・広報を図る他、関係者と連携し、労使のニーズに応じた取組を進める。

共同で実施する事業

- ① 千葉県地域職業能力開発促進協議会において、公共職業訓練と求職者支援訓練の訓練分野や訓練規模等を調整のうえ、人材ニーズ等を反映した「千葉県地域職業訓練実施計画」を策定する。
- ② 千葉県地域職業能力開発促進協議会の下に公的職業訓練効果検証ワーキンググループを設置し、訓練効果の検証及び訓練カリキュラム改善促進案の検討など、地域の課題に沿った議論を行い、効果的な人材育成を進める。
- ③ 公的職業訓練の周知広報に努め、認知度向上と活用促進を図る。
- ④ 訓練受講生確保と求職者への適切な受講あつせんのため、共同で訓練説明会及び訓練実施施設見学会を開催し、訓練施設や各訓練コース等の正確な情報提供を行う。
- ⑤ ものづくり分野の人材確保・育成のため、千葉県職業能力開発協会と連携し、技能検定制度や若者の受検料減免措置の周知・広報に取り組む。

千葉県が実施する事業

- ① 千葉労働局から提供される雇用情勢等の求人・求職情報により、人材不足分野や成長が見込まれる分野等の職業訓練コースを充実させ、効果的な委託訓練を実施する。
- ② 訓練受講生確保のため、千葉労働局の協力を得つつ、訓練説明会の開催及び訓練実施施設見学会を積極的に行う。
また、訓練受講生の就職支援のため、積極的なジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを行い、最新の就職状況を把握し千葉労働局に情報提供する。
- ③ 県立テクノスクールにおいて、地域に根差した産業人材の育成拠点・職業能力開発拠点として、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練を実施する。
- ④ 離職者を対象として、IT、経理、介護など多様な分野で訓練コースを設定し、地域の人材ニーズに対応した効果的な職業訓練を推進する。
- ⑤ 非正規雇用労働者等を主な対象とした「長期高度人材育成コース」及び「子育て女性等のリカレント教育に資する職業訓練」により、地域の人材ニーズに対応した効果的な職業訓練を推進する。
- ⑥ 障害者が身近な地域で就職に必要な知識・技能を習得できるよう、障害者テクノスクールや我孫子テクノスクール（事務実務科）において、専門の職業訓練及び就労支援を実施する。
- ⑦ 在職者を対象として、IT、機械加工、電気設備など様々な分野で短期間の訓練を実施し、在職者のスキルアップを支援する。
- ⑧ 中小企業の生産性の向上や競争力の強化に必要なDX人材の育成を促進するため、実際に社内でリスクリングを導入しようとしている県内中小企業に対し、学習計画の作成やリスクリングプログラムの提供などの伴走型支援を行う。
- ⑨ 労働者のキャリア形成を促進し、地域における人材育成を支援するため、千葉県職業能力開発協会と連携して、技能検定制度を推進する。
- ⑩ 社会全体で学び直しを促進するため、学び直しの動機付けとなる講座を実施するとともに、スキルアップ等につながる学びの個別相談等を行う「学びの総合窓口」を運営し、リカレント教育を推進する。

千葉労働局が実施する事業

- ① 求職者及び求人者から把握した訓練ニーズ等の情報を、千葉県及び高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部に対して体系的に提供する。
- ② 労働局ホームページや SNS を活用した周知・広報の実施、並びに訓練施設見学会等への誘導・参加、及び訓練コースに対する適切な受講勧奨等を積極的に実施し、公的職業訓練の認知度の向上や利用促進を図る。
また、県内のハローワーク5か所（千葉、市川、松戸、船橋、千葉南）に「キャリア形成／リ・スキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサ

ルタントを常駐させ、その他のハローワークについては巡回させ、訓練受講希望者や直ちに求職活動を行わないがキャリアについて相談したい方等、キャリア形成やリ・スキリングについて悩みや迷いを抱える個人に対する相談支援を実施する。

- ③ 千葉県が実施する委託訓練実施機関及びテクノスクールと連携し、訓練受講中からジョブ・カードを活用した積極的なキャリア・コンサルティングの実施や就職活動日を利用した職業相談を行い、訓練修了後の早期就職を支援する。
- ④ 企業に対する障害者雇用率達成指導等の機会を捉えて、障害者の職業訓練ニーズを把握し、千葉県へ情報提供を行うなど、適切な訓練コースを設定できるよう支援するとともに、千葉県が円滑に職業訓練の運営ができるよう、訓練コースの周知や訓練施設の見学等受講者確保の協力を行う。
- ⑤ 中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援するため、人材開発支援策、並びにポリテクセンター及びポリテクカレッジに設置された生産性向上人材育成支援センターが行う在職者訓練について、活用が促進されるよう周知・広報を行う。

「公的職業訓練の推進及び企業の人材開発への支援」の目標

- 公共職業訓練（離職者訓練）修了者の就職率
… 施設内訓練 82.5%、委託訓練 75%
- 求職者支援訓練修了者の就職率 … 基礎コース 58%
実践コース 63%

(2) 求職者支援制度の活用促進

千葉労働局が実施する事業

主に雇用保険を受給できない方への安定した職業への再就職や転職を促進するため、求職者支援制度の活用促進と訓練受講者の就職率の向上を図る。そのため、地方公共団体や関係機関と連携し、生活困窮者等を円滑に訓練に誘導するとともに、ハローワークを利用していない潜在的な対象者に対する効果的な周知に取り組む。

また、若年者や子育て中の女性等の求職者に対して、柏わかものハローワーク及びマザーズハローワークちばにおいて、的確な訓練情報の提供と誘導・斡旋を行い、職業訓練受講給付金の支給事務を含めた支援の充実を図る。

さらに、雇用保険被保険者以外の者に対して教育訓練費用及び受講中の生活費を融資する「リ・スキリング等教育訓練支援融資」（令和7年10月創設）について周知を図る。

(3) 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

共同で実施する事業

- ① デジタル分野の人材確保・育成のため、千葉県地域職業訓練実施計画に基づき、デジタル分野のコース数の適正化を図る。
- ② 公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練において、民間訓練実施機関に対して、デジタル分野の資格取得を目指す訓練コースの委託費等の上乗せ、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せを行うほか、オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。

(4) 人材開発支援助成金による人材育成の推進

千葉労働局が実施する事業

従業員に対するデジタル推進人材育成の強化対策として創設された人材開発支援助成金の「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスクリング支援コース」について、更なる活用を促進するため、各種関係団体等と連携し、事業主へ積極的な活用勧奨を図る。

(5) 成長分野等への労働移動の円滑化

希望する労働者の成長分野への円滑な労働移動を促進するため、労働市場を巡る情報へのアクセスを簡便にし、在籍型出向の取組を支援する。

共同で実施する事業

千葉県、千葉労働局及び産業雇用安定センターで出向の情報を共有し、連携して在籍型出向の活用を推進する。

千葉県が実施する事業

- ① 産業雇用安定助成金等の周知広報、在籍型出向制度の事業者への理解促進など、千葉労働局や産業雇用安定センター等の関係機関と連携し、在籍型出向の取組を支援する。
- ② 中小企業が抱える経営課題を解決するため、副業・兼業を含めた専門的知識や技術等を有するプロフェッショナル人材の採用を支援する。

千葉労働局が実施する事業

- ① 「job tag（職業情報提供サイト）」を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めるとともに積極的な周知を行う。また、「しょくばらぼ（職場情報総合サイト）」の利活用等について周知を行う。
- ② 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）による、賃金上昇を伴う労働者のスキルアップを在籍型出向により行う事業主への支援を実施す

るとともに、当該助成金の活用に向けた周知広報を産業雇用安定センター等関係機関と連携して実施する。

3 人材不足対策

雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を促進するとともに、人材不足6分野（医療、介護、保育、建設、運輸、警備）等の人材不足が深刻化している分野及び地域の雇用対策を実施する。

共同で実施する事業

- ① 人材不足6分野等について、「千葉人材確保対策推進協議会」を開催し、千葉県及び関係機関と連携を図り、相互の施策の理解促進及び人材不足分野の人材確保に係る連携事項の協議を行う。
- ② 介護職の魅力発信や労働環境の整備等による総合的な人材の確保・定着を推進するため、千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会の開催等を通じて、情報共有を図る。
- ③ 県内13か所のハローワークにおいて、千葉県福祉人材センターのキャリア支援専門員による出張相談会を実施し、福祉・介護分野への就業促進を図る。
- ④ 県内5か所のハローワークにおいて、千葉県ナースセンターの就業相談推進アドバイザーによる出張相談会を実施し、看護職の再就業支援を推進する。
- ⑤ 職業能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象として、保育士、介護福祉士等の資格取得を目的とした「長期高度人材育成コース」を設定し、保育・介護分野への再就職・定着を支援する。
- ⑥ 建設業については、千葉県や高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部が施設内で実施する職業訓練の充実を図るとともに、求職者等に対し積極的に周知を行い、建設分野の職業訓練を推進する。
- ⑦ 県内医療機関における医療従事者の勤務環境改善の取組を支援するため、専門アドバイザーの派遣、研修会の開催等を行う。
- ⑧ 農業分野の労働力確保に向けて、県と農業関係団体で構成する検討会議において、千葉労働局と雇用受入れの支援や作業の外部委託等に係る施策などについて情報共有する。

千葉県が実施する事業

- ① 千葉労働局のほか、経済団体等の関係機関と連携して、県内中小企業を対象とする人材採用力等の強化に向けた研修や、高校、大学等の就職指導担当者等との就職情報交換会等に取り組む千葉県採用力向上サポートプロ

プロジェクトを実施する。

- ② 企業の職場環境の改善・整備のため、「働き方改革」の取組を推進するとともに、県内中小企業の人材確保に向けた魅力的な職場づくりの支援を行う。
- ③ 新しい地方経済・生活環境創成交付金を活用し、県内条件不利地域内の中小企業等への就業を促進する「地域しごとマッチング支援事業」、女性・高齢者等の多様な人材の掘り起こしや県内企業とのマッチング等を促進する「千葉県多様な人材活躍促進事業」、中小企業の新事業展開等に不可欠となるプロフェッショナル人材の活用を促す「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」を実施する。
また、中小企業が「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」の支援を通じてデジタル人材を採用する場合や、副業・兼業人材を活用する際の紹介手数料等の一部を補助することにより、経営課題の解決を促進する。
- ④ 県内中小企業の魅力発信と若者の中小企業への理解促進や地元定着を図る「若者の中小企業理解のためのインターンシップ促進事業」及び「中小企業の人材確保に向けた仕事体験促進事業」、「中小企業の人材確保に向けた奨学金返還支援事業」を実施する。
- ⑤ 潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等、及び放課後児童支援員等の就業支援等を行う「ちば保育士・保育所支援センター」を運営する。
- ⑥ 社会福祉事業に関する啓発活動や、社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業支援等を行う。
- ⑦ 千葉県魅力ある建設事業推進協議会（CCIちば）を活用した建設業後継者育成のための取組として、就職を希望する学生・生徒へ建設業の魅力を発信する。
- ⑧ 従業員不足が深刻な状況にある観光・宿泊業の人材確保に向け、求職者に業務内容及びやりがい等を紹介するセミナーを開催し、併せて観光・宿泊事業者と求職者のマッチングを開催する。

千葉県労働局が実施する事業

- ① 地方公共団体や関係機関と連携し、「人材サービスコーナー」（千葉、松戸、船橋、成田の各ハローワークに設置）を中心として、求職者に対する就職支援や当該分野の求人者に対する求人充足サービスの提供等、人材確保に向けたマッチング支援を行う。また、特に公的価格で運営される医療・介護・保育分野については、全てのハローワークにおいて、更なる求人充足支援に取り組む。
- ② 人材不足分野を中心に職員による事業所訪問等あらゆる機会を通じて、雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の必要性等について周知・啓発を行う。

- ③ 金融機関との包括連携協定による相互連携等を推進し、生産性向上や「魅力ある職場づくり」に取り組む企業への助成（人材確保等支援助成金、キャリアアップ助成金等）を行う。
- ④ 「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業」を実施し、介護分野における「魅力ある職場づくり」への意識の底上げを図り、雇用管理改善による介護人材の確保を推進する。
- ⑤ 令和2年12月に成田国際空港株式会社と締結した包括連携協定に基づき、千葉県、産業雇用安定センター等関係機関と連携し求職者への情報発信や就労相談、企業説明会・見学会等のマッチングイベントの実施等、空港関連企業に対する人材確保支援を積極的に実施する。
また、ハローワーク成田に設置している「人材確保サポートチーム」による人材不足6分野の求職者・求人者双方への一体的支援によって、地域の労働市場の特性に応じた効果的なマッチング支援を実施する。

「人材確保対策の総合的な推進」の目標

- ハローワークにおける人材不足6分野の就職件数 …前年度実績以上
(医療・介護・保育・建設・運輸・警備分野)

4 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制に向けた取組の推進

長時間労働を前提とした働き方を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、時間外労働時間の縮減、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の導入促進等の取組を推進する。

また、短納期発注や発注内容の頻繁な変更等が長時間労働につながる場合があるため、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を未然に防止するため取引環境の見直しを促していく。

共同で実施する事業

過労死等防止啓発月間・「過重労働解消キャンペーン」期間（11月）に過労死等防止対策推進法に基づき、連携して「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催する。

千葉県が実施する事業

県内中小企業等において多様な働き方の普及や長時間労働の是正等が図られるよう、中小企業向けセミナー等の開催や働き方改革ポータルサイトを活用した情報発信等を行うとともに、アドバイザーの派遣等を通じて県内企業

の取組を支援する。

また、仕事と生活の両立支援や誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む企業の登録・公表を行う。

千葉労働局が実施する事業

- ① 県内の全ての労働基準監督署に編成した「労働時間相談・支援班」により、主に中小規模の事業場への労働時間に関する法制度の周知及び長時間労働の削減に向けた自主的な取り組みの支援を行うとともに、「労働時間相談・支援コーナー」において、相談対応、各種制度の情報提供等、きめ細やかな支援を行う。
- ② 長時間労働が疑われる事業場等に対する監督指導を実施するとともに、時間外労働の上限規制について、中小企業及び令和6年度適用開始業務等（自動車運転者、建設業、医師）に対し、業種等に応じたきめ細かな支援・取組を実施していく。
- ③ 事業主が労働時間等の設定に際し、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものへ改善することができるよう、働き方・休み方改善コンサルタントによる勤務間インターバル制度等の専門的な助言・指導等を行う。
また、生産性を高めながら労働時間の削減等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して働き方改革推進支援助成金による支援を行う。
- ④ 「千葉県働き方改革推進支援センター」の活用について、中小企業・小規模事業者に対して周知する。
- ⑤ 過労死等防止啓発月間・「過重労働解消キャンペーン」期間（11月）に過労死等の防止、長時間労働の抑制等過重労働解消に向けた集中的な周知啓発に取り組む。
- ⑥ 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」（11月）に、上記⑥の取組と連携を図りながら長時間労働につながる取引上の「しわ寄せ」防止に向けた集中的な取組を実施するなど、『大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策』の運用を図る。
- ⑦ ゴールデンウィーク、夏季及び年末年始のほか、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に、連続休暇を取得しやすい環境づくりについて、重点的な周知・広報を行う。

「長時間労働の抑制及び労働環境の整備・生産性向上のための支援」の目標

- シンポジウム・セミナー実施回数 … 前年度実績以上

(2) 多様で柔軟な働き方に向けた環境整備の促進

フリーランス、テレワーク、勤務間インターバル制度など、多様で柔軟な働き方に向けた環境整備に対する支援を行う。

共同で実施する事業

- ① 柔軟な働き方に向けた取組を行う中小企業・小規模事業者に対して、働き方改革の推進に向けた様々な課題に対応する相談窓口である「千葉働き方改革推進支援センター」の周知を図り、活用を勧奨する。テレワークに取り組む事業者に対してはテレワーク相談センターについて周知、活用勧奨を図る。
- ② フリーランス・事業者間取引適正化等法の法周知に引き続き取り組むとともに、フリーランスから発注者等との契約等のトラブルについての相談があった際には、「フリーランス・トラブル 110 番」を紹介するなど適切に対応する。

千葉県が実施する事業

- ① 働き方改革ポータルサイトにおいてテレワークに関する好事例等の情報発信を行い広く取組の浸透を図る。
- ② セミナーの開催やアドバイザーの派遣等を通じて、県内中小企業におけるテレワークの導入・定着を支援する。
- ③ 仕事と生活の両立支援や誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む企業の登録・公表を行う。

千葉労働局が実施する事業

- ① フリーランスからのフリーランス・事業者間取引適正化等法違反の申出に対応し、法の履行確保を図る。
- ② テレワーク勤務を制度化して、労働者の人材確保や雇用管理改善等の取組を行う中小企業事業主に対して、助成金（人材確保等支援助成金）の支給を通じて支援を行う。
- ③ 副業・兼業を行う労働者の健康確保に向けた取組が進むよう、支援アプリ「マルチジョブ健康管理ツール」の周知を行う。

(3) 職場におけるハラスメント対策

職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つける、あってはならないことであり、働く人の能力の発揮の妨げになることから、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産育児休業等に関するハラスメントの防止措置義務の履行確保等、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進する。

また、労働施策総合推進法等の改正により、事業主にカスタマーハラスメ

ントや就職活動中の学生等に対するハラスメント防止に向けた措置を義務付けるなど対策の強化が図られたことから、改正法の円滑な施行に向けて周知に取り組む必要がある。

共同で実施する事業

- ① 適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主に対して、厚生労働省が委託する事業主・ハラスメント相談窓口担当者等向け研修やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進を図る。
- ② 「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」で採択した「NO！カスハラ！ちば共同宣言」に基づき、カスタマーハラスメント防止対策を推進するため、対策企業マニュアル等を活用して企業の取組を促す。

千葉県が実施する事業

県民に対してカスタマーハラスメント防止への関心と理解を深めるため、周知・啓発を実施する。

千葉労働局が実施する事業

- ① 法に基づく雇用管理上の防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導等を実施すること等により法の履行確保を図る。改正労働施策総合推進法等の施行後は、カスタマーハラスメント防止指針等に基づき、着実な履行確保を図る。
- ② パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠出産等に対するハラスメントについては、援助や調停等により紛争解決を行う。
- ③ 12月に実施している「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主等への周知啓発を実施する。

「職場のハラスメント対策」の目標

- 総合的ハラスメント対策実施状況の個別調査件数 … 70件

5 多様な人材の活躍促進

(1) 女性の活躍促進

事業主に対し、女性の活躍促進及び働きやすい職場環境への取組を行うよう促す。

さらに、児童を扶養するひとり親の自立を促進するため、家庭環境に配慮した多様なニーズに応じた就職支援に取り組む。

共同で実施する事業

- ① 千葉県男女共同参画推進連携会議・女性活躍推進特別部会や産業部会における構成団体の取組について、情報共有し、女性の活躍支援策やワーク・ライフ・バランスの普及促進等を図るために積極的な支援を行う。
- ② 「えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業」や「トライくるみんな認定・くるみんな認定・プラチナくるみんな認定企業」について、協力して周知を行う。
- ③ 千葉県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会における承認事項に基づき、毎年8月にハローワーク全所で実施する「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を始め、ひとり親に対する就労支援に係る周知・広報を実施する。

千葉県が実施する事業

- ① 働く場における男女共同参画や多様性尊重の取組を積極的・先進的に行う県内事業所等を表彰し、優良事例として広く周知・展開する。
- ② 子育てしながら働きやすい職場環境の整備を支援するため、「働き方改革」の取組を推進するとともに、仕事と生活の両立支援や誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む企業の登録・公表を行う。
- ③ 千葉県ジョブサポートセンターにおいて、子育て中の女性等に対する生活就労相談、適職診断、キャリア・コンサルティング等、再就職支援及び定着支援や、在宅ワークによる就労の支援、女性社員を受け入れる環境整備を促進する企業向けのセミナー等を行う。

千葉労働局が実施する事業

- ① 男女の賃金差異の公表を契機とした女性の活躍推進の取組を促進させるとともに、取組状況が優良な企業に対する「えるぼし認定」及び「プラチナえるぼし認定」制度の周知及び取得促進、働きやすい職場環境の整備を促進する。
- ② 妊娠・出産しても継続就労が図れるよう、また、男女がともに仕事と育児を両立できるようにするため男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の履行を確保するとともに、子育てしやすい企業を示す「トライくるみんな認定・くるみんな認定・プラチナくるみんな認定」制度、令和8年10月に新設予定の「えるぼしプラス認定」制度の周知や「両立支援等助成金」の活用により、仕事と家庭の両立、不妊治療や女性の健康問題を支援する職場環境の整備を促進する。
- ③ 早期の再就職を希望する子育て中の女性等について、マザーズハローワークちば（ハローワークちば駅前プラザに設置）やマザーズコーナー（市川、木更津、松戸、船橋、成田、千葉南の各ハローワークに設置）において、就職実現プランの策定、担当者制等によるきめ細かな職業相談、就職

支援セミナー等による再就職支援を行うとともに、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携してアウトリーチ型の支援を強化する。児童扶養手当の現況届提出時に地方自治体と連携して、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」による臨時相談窓口を区・市役所等庁舎内に設置し、ひとり親に対する就業支援を行う。

「女性の活躍促進」の目標

- 女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異の情報公表を契機とした女性活躍の取組促進等 … 年間 80 件
- マザーズハローワークやマザーズコーナーにおける早期の再就職を希望する子育て中の女性等の就職率 … 前年度実績以上

(2) 高齢者の活躍促進

高齢者の就業を促進するために、意欲と能力に応じて年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、企業における定年延長や継続雇用の促進、高齢者の再就職支援、多様な就業機会の確保を図る。

共同で実施する事業

千葉県ジョブサポートセンターとハローワーク（生涯現役支援窓口）は、高齢者の多様な就労ニーズ等を踏まえ、高齢者の再就職に資する高齢者向け・事業所向けセミナーを開催する際に、連携を図る。

高齢者雇用の必要性やメリットの理解促進とともに、「事業主向けの各種助成制度」の効果的な活用を図るため、ホームページでの情報発信を図るとともに、千葉県ジョブサポートセンター及びハローワークにおいて積極的な周知、広報を実施する。

また、高齢者の多様な就業機会の確保のため、シルバー人材センターの周知をするとともに、シルバー人材センター事業の活性化を促進し、適正な運営についての指導に努める。

千葉県が実施する事業

- ① 千葉県ジョブサポートセンターにおいて、高齢者に対する生活就労相談、適職診断、キャリア・コンサルティング等、再就職支援及び定着支援や、在宅ワークによる就労の支援、高齢者を受け入れる環境整備を促進する企業向けのセミナー等を行う。
- ② ホームページ等を活用し、高齢者の就労促進や継続雇用制度の導入等、生涯現役社会の実現に向けた情報発信を行う。

千葉労働局が実施する事業

- ① 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、事業主と接触する機会を捉えて、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図るほか、企業が高齢者の処遇や役職定年・定年制の見直し等を進める際の参考となるよう「高齢者の活躍に取り組む企業の事例」等の優良な取組の展開を図ることにより、高齢者雇用施策の更なる周知・啓発に取り組む。
また、高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部の70歳雇用推進プランナー等と積極的に連携し、企業に対する提案型の相談・援助による支援及び啓発指導を行う。
- ② 概ね60歳以上（65歳以上）の再就職支援に重点的に取り組むため、県内11箇所のハローワークに設置した生涯現役支援窓口において、求人開拓やチーム支援等を実施し、高年齢求職者の再就職支援の強化を図る。
- ③ 高年齢労働者の労働災害を防止するため、令和8年公示の「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知を行う。
- ④ 中小企業による高年齢労働者の労働災害防止対策等を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）が活用されるよう周知を行う。

「高齢者の活躍促進」の目標

- ハローワークの生涯現役支援窓口における就職率

60歳～64歳 … 88.6%以上

65歳以上 … 87.0%以上

（3）外国人に対する支援

県内で就労している外国人が安心して就労・生活できるよう、適正な労働条件の確保や雇用管理の改善、安定した就労の確保、留学生に対する就職支援等、受入れ環境の整備に積極的に取り組む。

共同で実施する事業

千葉県及び千葉労働局のほか、出入国在留管理庁等の関係機関とも連携し、外国人労働者の受入れに関して、受入れ先となる県内企業向けに、制度の概要や雇用する際の手続き、その他、外国人労働者の雇用管理等に関する留意事項及び外国人材を受け入れるにあたっての各種支援制度等に関するセミナーを実施する。

千葉県が実施する事業

- ① 県内中小企業における外国人材の円滑な受入れ・定着を支援するため、県内中小企業を対象とした外国人材採用・定着セミナー、外国人留学生を対象とした就職支援講座を開催するとともに、企業と留学生との相互理解のための交流会、マッチングに向けた合同企業説明会を実施する。
また、県内企業からの採用・定着に関する相談や、外国人材からの仕事に関する相談を、電話・オンラインで受け付ける窓口を運営する。
- ② 従業員不足が深刻な状況にある観光・宿泊業の人材確保に向け、外国人材の受入に特化したセミナー及びマッチングを開催する。
- ③ 外国人介護人材の就業を促進するため、日本語学校や介護福祉士養成施設での学費等の助成や、介護施設等への就労までを一体的に支援する。
また、介護施設が負担する外国人介護福祉士候補者や外国人技能実習生、特定技能外国人の日本語学習や介護福祉士資格取得に向けた取組等に係る費用を助成する。
- ④ 外国人介護人材等の仕事や生活上の悩み等の相談・支援を一元的に行う「外国人介護人材支援センター」を設置し、相談支援を行うほか、事業者向けの説明会や外国人職員の交流会等を実施する。
- ⑤ 外国人技能実習制度における技能評価試験として、技能検定（基礎級・随時3級・随時2級）を、千葉県職業能力開発協会と連携して実施する。
- ⑥ 千葉労働局等が実施する外国人雇用対策に係る各種取組内容について周知を図る。

千葉県労働局が実施する事業

- ① 外国人雇用事業所に対して、監督署とハローワークが連携し、適正な労働条件の確保や雇用管理改善に向けた訪問指導を実施することにより、外国人労働者の雇用環境の整備を図る。
- ② 留学生等の採用を検討している企業に対しては、雇用管理に関する相談支援等を実施し、留学生等の就職を促進するとともに、採用後の職場適応及び定着に係る支援を行う。
- ③ 外国人材等の安定した就労が確保されるよう、県内6カ所のハローワークに設置している「外国人雇用サービスコーナー」を中心に、外国人求職者に対する就職支援を実施する。
- ④ ハローワーク千葉及び松戸に設置している留学生コーナーにおいて、在学早期段階からの就職意識啓発等支援を行い、就職支援ナビゲーターによる出張相談や就職ガイダンスを実施する。
- ⑤ 技能実習生及び特定技能外国人の労働条件確保のため、監督署は出入国

在留管理機関等と連携して必要な指導を行う。

「外国人に対する支援」の目標

- ハローワークにおける事業所訪問件数 … 511 件以上

(4) 障害者の活躍促進

共生社会の実現に向けて各企業における障害者雇用率 2.5%（令和 8 年 7 月に 2.7%に引上げ）の達成及び千葉県内企業の実雇用率（令和 7 年 6 月 1 日現在 2.43%）の向上を図るため、障害者の雇用について積極的な周知・啓発を行い、障害者がその能力を発揮する就業機会の確保に向けた支援に取り組む。

また、年々増加している精神障害者や発達障害者の雇用への理解促進に取り組むとともに、多様な障害特性に応じた労働環境の整備及び職場定着に向け、企業及び障害者に対する支援に取り組む。

共同で実施する事業

- ① 障害者雇用に係る理解を深め雇用の促進を図るため、障害者雇用率未達企業等への知事と労働局長の連名による勸奨状の発出及び地域や業種の実情に応じた障害者雇用促進セミナーを開催する。
- ② 「障害者雇用促進就職面接会」を開催し、障害者の就職機会の増大を図る。
- ③ 職業生活に相当の制限を受けている等の難病患者に対して、難病患者就職サポーターと難病相談支援センターが連携し就労に関する支援を行う。
- ④ ハローワークと障害者就業・生活支援センター等が連携し、障害者及び企業に対し、就業・雇用のための準備段階から職場定着までの一連の支援を実施する（障害者向けチーム支援及び企業向けチーム支援）。

千葉県が実施する事業

- ① 全ての障害保健福祉圏域に企業支援員を配置し、障害のある人の職域開拓や雇用管理上のアドバイス等の継続（長期）雇用を支援する。
- ② 障害者就業支援キャリアセンター事業において、障害者や企業等への相談支援、就労準備訓練、就労・定着支援等を実施し、障害者就労及び障害者雇用を促進する。
- ③ 障害者雇用促進のための「意識改革」事業として、障害者就労促進チャレンジ事業において、企業に対する障害者雇用の理解促進、障害者に対する就業意識の向上を図るため、千葉労働局・ハローワークと連携し、「企業向け職場見学・相談会」及び「障害者向け職場見学会・交流会、短期職場実習」を開催する。

また障害者雇用に係るリーフレットを法定雇用率未達成企業等へ配布することにより、企業等の障害者雇用の促進を図る。

- ④ 障害者雇用サポート事業において、障害者に対する就労に向けた基礎訓練と現場実習を組み合わせた研修支援、企業に対する障害者雇用に向けた研修会・社内勉強会等、雇用に向けた支援を実施する。
- ⑤ 障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働いている事業所の認定制度「千葉県障害者雇用優良事業所（笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス）」及び「障害者雇用推進資金制度」により障害者雇用を促進する。

千葉県労働局が実施する事業

- ① 障害者雇用率未達成企業に対する指導とともに、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着までの一連の支援を実施し、企業の法定雇用率の達成を図る。

また、雇用率達成指導等において、特に中小企業や除外率設定業種（特に除外率引下げによる影響の大きい企業）を中心に、必要に応じて障害者雇用相談援助事業の利用を勧奨する。

- ② 令和6年4月に施行された改正障害者雇用促進法による特定短時間労働者（週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者）の実雇用率算定、障害者雇用相談援助助成金の新設を始めとする納付金助成金の新設・拡充について、周知を図るとともに、特定短時間労働者については、週20時間以降の雇用の実現を目指すことが望ましいこと、事業主には障害者の有する能力に応じて勤務時間を延長する努力義務があること等について、障害者本人、事業主、関係機関に周知する。
- ③ 精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。
- ④ 公務部門においても雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう、労働局及びハローワークから啓発・助言等を行う。また、雇用される障害者の雇用促進・定着支援を引き続き推進するため、労働局及びハローワークにおいて、障害に対する理解促進のための研修等を行う。

「障害者の活躍促進」の目標

- 障害者雇用率未達成企業のうち年度末までに雇用率を達成する
企業数 … 120 件
- ハローワークにおける障害者等の就職件数 … 前年度実績以上

(5) 中高年世代活躍応援プロジェクトの実施

就職氷河期世代を含めた中高年層の抱える課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、正規雇用化を始めとして、同世代の活躍の場を更に広げられるよう、就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。

共同で実施する事業

- ① 国が行う若年者地域連携事業と千葉県が行うジョブカフェちば事業の一体的実施により、「就職氷河期」に就職時期を迎えた不安定就労者等に対する就職支援を行う。
- ② 就職氷河期世代を含む中高年層の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるための官民協同スキームである「千葉県中高年世代活躍応援プロジェクト」を効果的に運営する。
- ③ 就職氷河期世代を含む中高年層に対する各種支援策について、関係機関と連携し、多様な広報媒体、手段を通じ積極的に広報を実施する。

千葉県が実施する事業

- ① 千葉県ジョブサポートセンターにおいて、就職氷河期世代を含むミドル世代を対象とした個別相談、就職支援講座、合同企業説明会等のプログラムを組み合わせ、正社員就職に向け、一人ひとりの状況に応じた支援を行う。
- ② ちば地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）において、若年無業者等の自立と就労を目指し、国事業と連携して各種支援プログラム等を実施するほか、臨床心理士等による心理相談や、サポステ利用者の進路決定に向けた合同説明会を実施する。
- ③ 生活困窮者に対するワンストップ型の相談窓口を設置し、支援が必要な方について、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成し自立に向けた支援を行う。
- ④ 就労に向けた準備が必要な生活困窮者に対し、一般就労に向けた日常生活自立、社会生活自立、就労自立のための訓練を行う。

千葉労働局が実施する事業

- ① ハローワーク千葉、ハローワーク松戸及びハローワーク船橋に設置している専門窓口により、キャリア・コンサルティングや履歴書・職務経歴書の作成指導及び面接アドバイス、必要な能力開発施策へのあっせん、求人開拓、職場定着支援等を計画的かつ総合的に実施する。
- ② 若年無業者等の職業的自立支援の拠点である県内8か所のサポステにおいて、支援対象年齢の上限が49歳となっていることを踏まえ、氷河期世代無業者の把握・働きかけ・サポステへの誘導のため、ハローワークの専門窓口との連携体制を構築し、支援を実施する。
- ③ 千葉県中高年世代活躍応援プロジェクト参画経済団体の傘下企業と就職氷河期世代を含む中高年層当事者等のニーズを踏まえた的確な職場体験・職場実習等の機会を確保し、安定的な就労支援の強化を図る。
- ④ キャリアアップ助成金を活用した正社員転換・待遇改善の促進を図るとともに、「特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）」及び「トライアル雇用助成金」の活用を促し、離転職を繰り返す就職氷河期世代を含む中高年層の正社員就職を促進する。
- ⑤ 民間の力を活用し、委託事業（中高年世代活躍応援都道府県プロジェクトを活用した支援事業）により、就職氷河期世代を含む中高年層の積極採用、正社員化等の気運醸成、行政支援策等の周知等に取り組む。

「中高年世代活躍応援プロジェクトの実施」の目標

- ハローワークの職業紹介により、正社員に結び付いた就職氷河期世代を含む不安定就労者・無業者の件数
… 前年度実績以上

(6) 若者等に対する就職支援

若者の安定した就職の実現に向けて、ジョブカフェちばやわかものハローワーク、新卒応援ハローワーク、各ハローワークの学卒窓口等において、未内定学生や既卒者・中退者及びフリーター等に対する正社員就職の促進を図るとともに、千葉県と千葉労働局が連携して若者の採用・育成に積極的な企業等の周知を図るなど、人材育成・処遇改善の取組を促進する。

共同で実施する事業

- ① 市町村等とも連携し、若者を対象とした就職面接会や企業説明会を開催し、県内企業を学生等にPRするとともに、出会いの機会を提供する。

- ② 合同企業説明会及び新規学卒求人説明会等において、「ユースエール認定制度」等の普及啓発を図るとともに、県内の若者へ企業情報の周知を図る。
- ③ 国が行う若年者地域連携事業と千葉県が行うジョブカフェちば事業をジョブカフェ内で一体的に実施することにより、県内企業への正社員就職を促進するとともに、地域の人材流出防止及び地元定着に係る支援を行う。
- ④ 農業大学の卒業予定者等の就職支援の一環としてハローワークと協力して、就職セミナーや希望者を対象に個別相談会を開催する。
- ⑤ 高等学校の求人活動のルールについて徹底を図るとともに、公正な採用選考に向けた取組として、情報共有及び企業に対する啓発を行う。
- ⑥ 高校生の勤労観・職業観の育成等、キャリア支援事業等の充実を図る。

千葉県が実施する事業

- ① ジョブカフェちばにおいて、若者の正規雇用に向けた個別相談、各種セミナー、企業との交流イベント等による就職支援を行うほか、就職を希望する新規登録利用者を併設する新卒応援ハローワークに誘導する。
た、SNSを活用し、若者の長期的なキャリア等の相談支援を行う。
- ② 県内企業を対象に、若者の採用・育成に関する相談やセミナーを実施する。
- ③ サポステにおいて、若年無業者等の自立と就労を目指し、国事業と連携して各種支援プログラム等を実施するほか、臨床心理士等による心理相談や、サポステ利用者の進路決定に向けた合同説明会を実施する。
千葉労働局のほか、経済団体等の関係機関と連携して、県内中小企業を対象とする人材採用力等の強化に向けた研修や、高校、大学等の就職指導担当者等との就職情報交換会等に取り組む千葉県採用力向上サポートプロジェクトを実施する。
- ④ 病気やひきこもりなど様々な理由で働きづらさを抱える方に対する新たな就労支援体制の構築を目指すモデル事業を実施する。

千葉労働局が実施する事業

- ① 「新卒者等人材確保推進本部会議」等を開催し、千葉県及び関係機関との連携を図り、新卒者等の就職支援及び地元企業の人材確保に係る企画・調整、フリーターを含む若年者の職業意識形成支援及び離学者支援の各取組の調整・推進を図る。
- ② 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく、青少年職場情報の提供、若者の雇用管理が優良な中小企業に対する認定「ユースエール認定制度」等について普及促進に向けた周知啓発を行う。

- ③ わかものハローワークや新卒応援ハローワークを中心として、ジョブカフェちばや学校等関係機関と連携し、既卒3年以内の求職者・未内定者・未就職卒業者に対する正社員就職に向けての継続的な支援、心理的支援が必要な支援対象者に臨床心理士等による相談の実施、就職後の定着支援等を実施するとともに、中退者に対する支援機関の情報提供等、必要な就労支援を行う。

「若者等に対する就職支援」の目標

- 令和9年3月新卒者の就職内定率 … 前年度実績以上
- ジョブカフェちばの正規雇用決定者数 … 1,250人

(7) 生活困窮者等への就労支援

生活保護受給者や生活困窮者等の就労による自立を促進するため、地方公共団体との協定等に基づき、ハローワークにおいて「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づき、地方公共団体と連携した就労支援を実施する。

課題を抱える生活保護受給者や生活困窮者等が増加していることから、千葉県と千葉労働局はさらに連携を強化し、以下の取組を進めていく。

共同で実施する事業

- ① 「千葉県生活保護受給者等就労自立促進協議会」(以下、「生保等協議会」という。)を開催し、当該年度の支援対象者数や就職率等の目標値及び具体的な就労支援策等の事業計画を策定する。
- ② 各ハローワークと管轄の圏域・地方公共団体による「地域生活保護受給者等就労自立促進事業計画」について、年度始めに策定し、適正な就労支援を実施する。
- ③ 児童扶養手当受給者が現況届を地方公共団体に提出する8月に合わせて、区・市役所等庁舎内にハローワークの臨時窓口を設置して出張相談を行う「出張ハローワーク!ひとり親全力サポートキャンペーン」(以下、「ひとり親キャンペーン」という。)の円滑な実施に向け、各市町村への協力を依頼する。

千葉県が実施する事業

- ① 生活困窮者自立相談支援事業として、県内6か所の健康福祉センター圏域ごとに生活困窮者等に対する相談窓口を設置。生活困窮者自立相談支援事業の実施機関で就労に向けた準備が必要な生活困窮者と判断された者に対し、一般就労に向けた日常生活自立、社会生活自立、就労自立のための訓練を行う千葉県就労準備支援事業を実施する。

- ② 「生保等協議会」で承認された実施計画に基づき、「ひとり親キャンペーン」について、ハローワークから管内の地方公共団体に対し、開催に向けた協力依頼がされた場合、県内全市町村に連携・協力することへの文書等による要請を行う。

千葉労働局が実施する事業

- ① 「生保等協議会」で承認された実施計画に基づき、各ハローワークは、市町村から送り出された生活困窮者等の支援対象者個々の状況に合わせた面接対策や応募書類作成支援、事業所説明会・見学会への参加勧奨及び第2のセーフティネットである求職者支援制度（訓練）への受講勧奨等、きめ細やかな就労支援を実施し、就労による自立を促進する。
- ② ハローワークから管内全ての地方公共団体に対し、「ひとり親キャンペーン」実施にあたり、区・市役所等庁舎内の臨時相談窓口設置の協力を依頼する。「ひとり親キャンペーン」実施の際は相談窓口に来所する児童扶養手当受給者一人ひとりの状態を確認し、支援が必要な者をハローワークに誘導し、適切な就労支援につなげる。

(8) 治療と仕事の両立支援

改正労働施策総合推進法に基づき、事業主の努力義務となった治療と就業の両立支援の取組の促進のため、「治療と就業の両立支援指針」等の周知・啓発を行う。

共同で実施する事業

- ① 「千葉県地域両立支援推進チーム」を通じて、地域の関係者（千葉県健康福祉部、千葉労働局、医療機関、企業、労使団体、産保センター、労災病院等）が連携し、両立支援の取組の促進を図る。
- ② 「千葉県がん対策審議会がんと共生推進部会」において、がん患者・家族・企業に対して就労継続や新たな就労への支援に関する情報提供を行う。

千葉県が実施する事業

- ① がんの罹患者が治療と仕事の両立ができるようあらゆる機会を捉えて両立支援に関する情報の周知を行う。
- ② 医療・福祉・就労の関係機関とのつなぎ役として若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の人の生活全般をサポートするとともに、若年性認知症の人に合わせた適切な支援ができるよう、千葉労働局や商工会議所等と連携しネットワークの充実を図る。

千葉労働局が実施する事業

- ① 治療と仕事の両立支援について、指針及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を行う。

また、企業の意識改革を図るため、両立支援の取組について啓発指導を行うとともに、企業内の労働者の健康管理の推進等について働きかけを行う。団体経由産業保健活動推進助成金が活用されるよう周知を行う。

- ② がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者に対して、ハローワーク千葉・銚子・松戸・成田を中心として、がん診療連携拠点病院等との連携の下、個々の患者の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介等の就職支援を積極的に実施する。

「治療と仕事の両立支援」の目標

- 支援対象者の就職率 … 59.6%以上

6 一体的実施事業の推進

千葉県ジョブサポートセンターにおいて、千葉県と千葉労働局が一体となって、総合的な雇用対策にワンストップで取り組み、県民の生活の向上を図る。

一体的に実施する事業

- ① 子育て中の女性や中高年齢者などの再就職の促進及び就職後の定着を図るため、千葉県は生活就労相談、キャリア・コンサルティング、セミナーや企業と求職者の交流会等を、ハローワークは職業相談・職業紹介や、求人情報及び労働市場の情報提供等、双方が連携の上、一体的に実施する。
- ② 千葉県ジョブサポートセンターは、ハローワークプラザちば、マザーズハローワークちば等と連携し、相互に支援メニュー等の周知、誘導等を積極的に行う。

「一体的実施事業の推進」の目標

- 千葉県ジョブサポートセンター利用者数 … 12,700人
○ 千葉県ジョブサポートセンター就職決定数 … 600人
○ 千葉県が行う生活就労相談窓口から国が行う職業相談・紹介コーナーに誘導した者 … 70人

7 その他の連携した取組

- ① 国及び県が実施する各種助成制度等の周知を協力して行う。
- ② 雇用失業情勢等、雇用に関するデータについては、千葉県と千葉労働局で共有する。
- ③ 県内に大量の雇用調整が発生した場合、千葉県、千葉労働局及びハローワ

ークが地元市町村等と連携して、求人企業の開拓や離職者への就職に関する情報の提供等、総合的な支援を実施する。

また、離職の時期や規模、企業自身の対応等の情報収集に努めるとともに、必要に応じて合同相談会や千葉県ジョブサポートセンターの出張相談やセミナー等を実施する。